

論文の内容の要旨

論文題目 地域社会のガバナンスに関する考察

—情報通信技術を活用した住民参加を事例に—

氏名 中野 邦彦

2000年の地方分権一括法の施行に伴い財源的な面での地方自治体の自立が求められるようになった。このような環境下においては、従来のように全ての公共サービスを行政に委ねることは困難になりつつあり、地域社会における課題解決に地域住民が主体的に参加していくことの必要性が唱えられている。一方で、地縁や血縁などによる地域のつながりが薄れてきていることもあり、地域住民の自発的な参加は必ずしも期待できないという現状がある。この様な中、近年では、情報通信技術(= Information and Communication Technology 以下 ICT とする。)の進歩や、それを支える情報通信環境の基盤整備がなされたこともあり、従来のような実社会における人と人のつながりの補完に、ICT を活用することに注目が集まるようになった。

本論文では、上述の様な背景を踏まえて、ICT を活用した住民参加が地域社会におけるガバナンスの向上にどの様に貢献しうるかについて実証的に検証を行うことを目的としている。具体的には、地方自治体が導入を行った SNS(= Social Networking Service 以下 SNS とする。)のサービス提供範囲が特定の市町村に限られている地域 SNS を対象に ICT を活用した住民参加による地域社会のガバナンス向上に関する考察を行う。

本論文の構成としては、以下に示す通りである。序章において、上述したような本論文における社会的背景と問題意識を明確にした上で、第1部では、既存の先行研究や研究領域と本論文の問題意識との関連を「地域情報化政策」、「補完性の原理」、そして「ガバナンス理論」の3つの視点から論じる。第1章では、情報通信技術が成熟期を迎えた中で、ICT を活用した住民参加が注目を集めるようになった歴史的な経緯について明らかにする。第2章においては、社会的な背景を理解する手掛かりとして「補完性の原理」を取り上げる。第3章においては、学術的な文脈においてどの様な議論が行われているかについて、政治学・行政学の分野における「ガバナンス理論」の動向をレビューした上で、今日においては「参加型のガバナンス理論」に注目が集まっていることを論じる。

これらの先行研究を踏まえた上で、地域社会のガバナンスに対して、ICT を活用した住民参加がどの様な効果を果たしうるのかというテーマについての考察をおこなう。本論文では、住民参加を政治参加の文脈において用いられている意味として用いるのでは

なく、地域社会やコミュニティレベルへの参加を通して自らの地域に恩恵を与えるような行為や活動と定義した上で研究を進める。また、第4章において本論文のリサーチクエスションを導出するに当たっては、ガバナンスという言葉が多義的であり、一意に確定することが困難であるため、「地域社会におけるガバナンスの向上」を「ICTを活用した地域住民の参加によって、地域社会における諸課題に対する課題解決能力が向上すること」と定義する。その上で、本論文におけるリサーチクエスションとして、「*地域 SNS の利活用と地域社会の課題解決能力の間には、いかなる関係があるか?*」と設定する。

この本論文全体を通してのリサーチクエスションを、第1に各地域における地域住民に焦点を当てた分析(第2部)と、第2にツールの設置主体である地方自治体に焦点を当てた分析(第3部)に分解した上で研究を進める。各部の構成としては次に示す通りである。

第2部は第5章と第6章の全2章から構成されており、第5章においては、地域住民の地域 SNS の利用実態を、地域 SNS の特徴の一つである実社会とのつながりという点に焦点を当てて考察を進めて行く。ここでは、本論文における調査対象の中でも活発な利用がなされているとみなすことのできる京都府宇治市を対象に検討する。具体的には、宇治市における地域 SNS 上への書き込みデータを対象にテキスト・マイニングの手法を用いて住民による SNS の利用実態を明らかにする。続く第6章では、第5章で得られた地域住民の地域 SNS 利用に関する知見を踏まえた上で、比較的活発な利用が行われているという報告がなされている3地域を対象に、地域 SNS の利活用が具体的にどのような地域社会の活動に対して効果を有しているのかという視点から、各地域における地域 SNS ユーザーを対象として、アンケート調査の手法を用いて実証的に検証する。以上、第2部においては第5、6章を通して、地域住民による地域 SNS の利用が、ローカルガバナンスの向上につながりうるかどうかについて検証する。

第3部は、第7ないし9章の全3章から構成されている。第2部においては、地域住民の利用実態に焦点を当てて研究を行ったのに対して、第3部では、地域 SNS の運営主体である自治体に焦点を当てる。各章の位置づけとしては次の通りである。第7章は、地方自治体の職員が地域 SNS の運営に対してどのように関与を行ってきたかという実態についての全体的な把握を行うことを目的としている。続く、第8章と9章においては、それぞれ既に地域 SNS の廃止に至った自治体と(第8章)、いまだに活発な利用が行われている自治体(第9章)に分類した上で、それぞれの自治体の特徴を明らかに

していく。そして、地方自治体がローカルガバナンスの向上に寄与しうる様なプラットフォームとして地域 SNS の運営が出来ているかどうかという視点から考察を行う。

以上、第 2 部と第 3 部における分析を通して、本論文全体のリサーチクエスションである「*地域 SNS の利活用と地域社会の課題解決能力の間には、いかなる関係があるか?*」に対する回答としては次のとおりにまとめることが出来る。それは、地域 SNS の利活用が地域社会における住民参加に対して果たした役割は限定的であったということである。地域 SNS の活用により、住民参加の前段階にあたる地域社会への関心を高めることについては一定の効果を有している可能性については確認することができた。しかし、本論文における調査では、地域社会のガバナンスの向上に直接つながる様な利用実態については確認することができなかった(第 2 部)。また、自治体による地域 SNS への関与としても、地域住民の参加を促す様な効果的な関与が行われているとは必ずしも言えない結果であった。しかし、掛川市などの一部の自治体においては、これまでのコミュニティ政策や地域情報化政策などと関連させながら効果的な運営を行っている自治体も存在する。この様な効果的な運営に結びつけている自治体においては、これまでのコミュニティ政策の蓄積や地域情報化政策の蓄積の上に成り立っている結果であり、明確な導入目的や自治体による組織的な関与なしに地域 SNS を導入しただけでは効果的な運営にはつながりえない(第 3 部)。

最後に、本論文の果たした学術的な貢献としては以下の通りまとめることが出来る。第 1 点目として、本研究の対象としている研究期間を挙げることが出来るだろう。本研究の調査対象期間としては、2008 年から 2014 年までの期間であり、この期間は、総務省が全国的に地域 SNS の導入事業を開始した時期から今日までをカバーしている。そのため、単に一時点における事例の観察に留まるのではなく、導入期、普及期、衰退期という一連のプロセスを対象とした考察を行っている。第 2 点目としては、住民と自治体の双方の視点から考察を行っているという点である。先行研究においては、いわゆる「成功」とされる一部自治体における住民の利用実態のみが取り上げられている中で、ツールの管理・運営主体である地方自治体を対象に考察を行っている。また、自治体を対象とした調査においては、地方自治情報センターが行った地域 SNS 実証実験に参加した自治体のおよそ 8 割にあたる自治体を調査対象として確保することに成功しており代表性のある調査データである。最後に、第 3 点目として、既に廃止に至った事例を含めて研究を行っているという点である。いわゆる「失敗」に関する研究は、その問題の性質上、調査対象の確保を行うことには困難を伴う中で、本研究を実施したことは当

該研究領域における先行研究の不足を補ったという意味において学術的な貢献を果たした。上述のような貢献を果たすことにより、本研究は、当該研究領域における総合的な議論を行う際の土台となりうる知見を提示した。